

国土交通省からの情報提供

令和8年2月3日

国土交通省住宅局住宅生産課

木造住宅振興室

1. 建築物のライフサイクルカーボンの削減の取組

1. 建築物のライフサイクルカーボンの削減の取組

建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた制度の概要

内閣官房に設置された「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」において「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」(2025年4月)が策定・公表され、**2028年度を目途に建築物のLCCO₂評価の実施を促す制度の開始を目指す**こととされたことを踏まえ、**早急に講ずべき施策**及び**ロードマップ**についてとりまとめた。

■ 早急に講ずべき施策の方向性

1. 各ステークホルダーの責務・役割の明確化

- 建築物LCCO₂評価及び削減に係る建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の責務・役割を明確化し、取組事項に係る指針の策定を検討すべき

2. 建築物のライフサイクルカーボン評価に係るルール¹の策定

- 建築物のLCCO₂の算定ルール及び算定結果の評価基準を策定すべき

3. 建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す措置

- 比較的CO₂等排出量の大きい大規模建築物^{※1}は、建築士が建築主に対して、設計する建築物においてLCCO₂評価を実施する意義等について説明した上で、建築主の求めに応じてLCCO₂の算定に適確に対応することを義務付けることを検討すべき
※1 例：2,000㎡以上の住宅を除く建築物の新築・増改築
- 特にCO₂等排出量の大きい建築物^{※2}については、建築主に対して、国へのLCCO₂評価結果（自主評価）の届出を義務付け、設計時から自主的削減の検討を促す仕組みを検討すべき
※2 例：5,000㎡以上のオフィスビルの新築・増改築
- 国の庁舎等におけるLCCO₂評価の先行実施を検討すべき
- LCCO₂評価に取り組む優良事業者の選定・公表の実施を検討すべき

4. 建築物のライフサイクルカーボン評価結果の表示²を促す措置

- 建築物のLCCO₂評価結果に係る表示ルールの策定を検討すべき
- LCCO₂評価結果に係る第三者認証・表示制度の創設を検討すべき

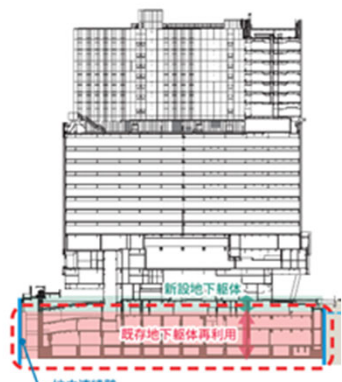
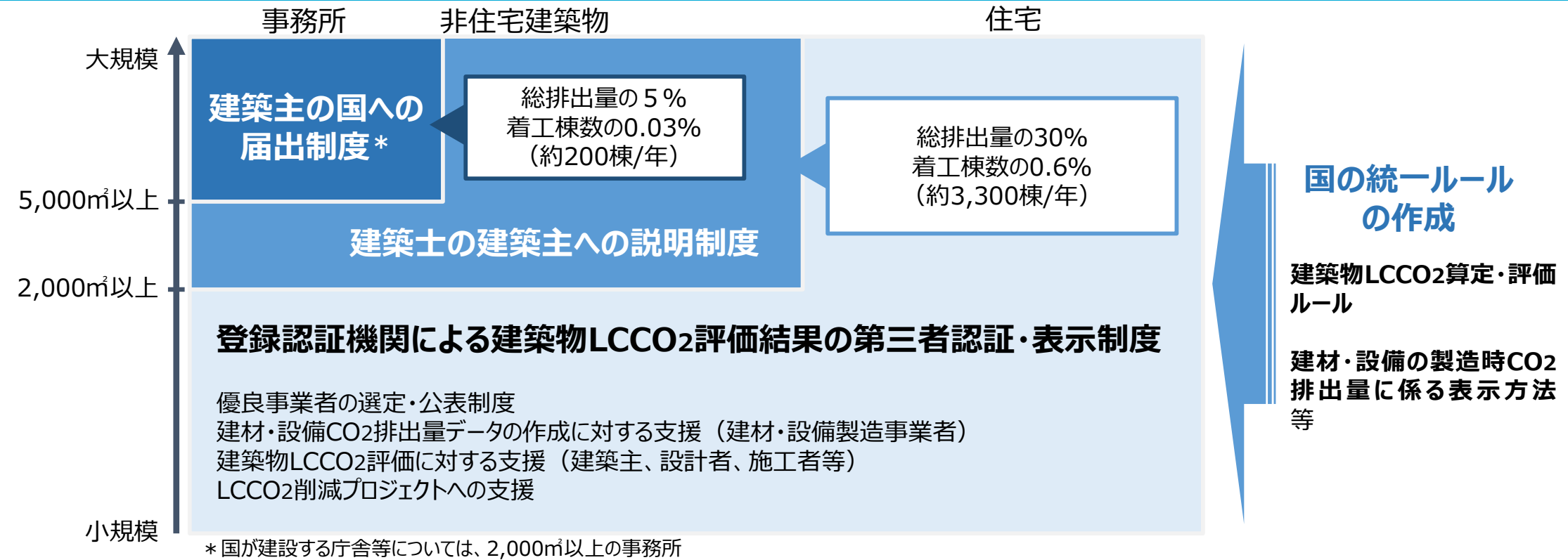
5. 建材・設備のCO₂等排出量原単位の整備

- 建材・設備CO₂等排出量原単位の整備方針の策定及び建材・設備における表示ルールの策定を検討すべき

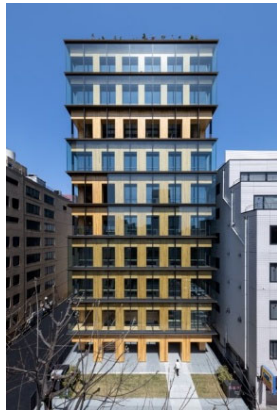
6. 建築物ライフサイクルカーボン評価を促進するための環境整備

- LCCO₂評価及び建材・設備CO₂等排出量原単位整備に対する支援等を検討すべき
- 産学官が連携して人材育成、体制整備を実施

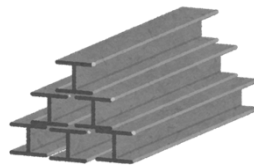
1. 建築物のライフサイクルカーボンの削減の取組 (参考) 建築物LCCO₂評価制度と削減取組のイメージ



既存建築物の活用
耐久性の高い建材・設備
の活用等長寿命化措置

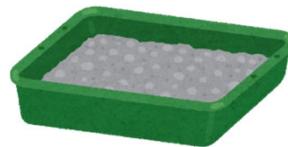


躯体等における
木材活用



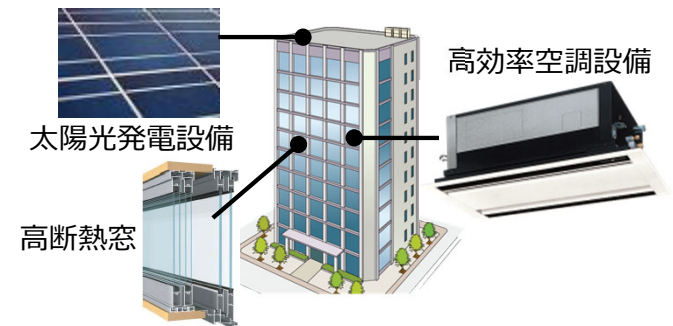
グリーン鉄

環境配慮型
コンクリート



リサイクル材の活用 等

エンボディドカーボン（建材製造時等CO₂排出）削減取組例



オペレーショナルカーボン削減取組例（省エネ措置）

1. 建築物のライフサイクルカーボンの削減の取組

建築物のライフサイクルカーボン(LCCO₂)の削減に向けたロードマップ

環境
取り巻く

- ✓ 地球温暖化による被害の激甚化・頻発化 (洪水・熱波・酷暑・森林火災等)
- ✓ 高まる資源獲得競争

- 建築生産 | 設計・材料調達・施工の変革
- 建材・設備 | 新建材・設備の投資・イノベーション (脱炭素・DX)
- 金融・投資 | Scope 3開示 (大企業2027/2028-)
- 国際環境 | 国際競争力強化、海外からの投資呼び込み、国際標準化へ

レジリエントな
脱炭素型・循環型の
社会へ

社会
必要となる

- ✓ ライフサイクルでの脱炭素の評価軸なし
- ✓ 建材・設備の脱炭素性能は評価されない
- ✓ リユース材・リサイクル材は評価されない
- ✓ エンボディドカーボンとオペレーショナルカーボン等のトレードオフの知見が不足

- データの蓄積
 - ・ LCCO₂評価事例・データの蓄積
 - ・ 建材・設備CO₂等排出量原単位 (EPD/CFP) の蓄積
- 設計・材料調達・施工の変革、知見の蓄積、業務の効率化
 - ・ 既存躯体活用、低炭素製品 (リユース材・リサイクル材を含む) ・ GX製品等の活用、高層木造建築 等
 - ・ エンボディドカーボン削減、省エネルギー性、耐震性、耐久性等のバランスのとれた設計 等
 - ・ 建築設計のBIM活用によるLCAの効率化 (2026 BIM図面審査、2029 BIMデータ審査)
- 建材・設備への投資・イノベーション
(低炭素製品 (リユース材・リサイクル材を含む) ・ GX製品等や構造強度・耐久性・脱炭素性能等を追求した建材・設備の開発)

第1ステップ
LCCO₂評価の実施、自主的削減

第2ステップ
LCCO₂評価の一般化、削減策の措置
(制度開始後3年以内を目途に検討開始)

第3ステップ
LCCO₂削減策の強化

~2027

2028

2030年代

2040年代

2050

- 算定ルール、評価基準の作成・公表
- 表示ルールの作成・公表等

- 建築主の国への届出制度 (例: 5,000㎡以上の事務所の新築等)
- 建築士の建築主への説明制度 (例: 2,000㎡以上の非住宅建築物の新築等)
- LCCO₂評価結果の第三者認証・表示制度 (例: 住宅・建築物の新築・改修等)
- 国の指針策定 (LCCO₂算定・評価のルール、建材・設備CO₂等排出量原単位整備等) 等

- 届出対象拡充 (制度開始後概ね5年以内)
(例: 対象用途・規模の拡充)

- LCCO₂削減策の段階的強化

- LCCO₂削減策の措置

実施する措置

- LCCO₂評価支援
- 建材・設備CO₂等排出量原単位整備支援
- LCCO₂削減プロジェクトへの支援
- 優良建築物等への補助事業におけるLCCO₂評価の要件化

- LCCO₂削減支援の検討 等

- 官庁施設の環境保全性基準改定によるLCCO₂算定の実施 (2027予定)
- UR賃貸住宅におけるLCCO₂算定の実施 (2025試行実施、2026~全建替え事業に対象を拡大)

<建築物のLCCO₂評価>

- 算定側の専門家育成
- 第三者認証側の体制整備

<建材・設備CO₂等排出量原単位整備>

- PCR・EPD/CFP作成側の専門家育成
- 第三者レビュー側の体制整備
- 積み上げ型 (EPD/CFP) による業界代表データ・個社データの整備 (主要建材は2027年度まで)
- 国が定めるデフォルト値の整備

指
策

政策指標: 建築物のLCCO₂評価の実施件数
観測指標: 建材・設備CO₂等排出量原単位 (EPD/CFP) の整備状況

2. 令和7年度補正予算及び 令和8年度当初予算等について

住宅ローン減税等の住宅取得等促進策に係る所要の措置 (所得税等)

2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、世帯構成の変化等を踏まえ、幅広い住まいの選択肢を提供するため、住宅ローン減税を5年間延長するとともに、質の高い既存住宅の借入限度額・控除期間の拡充や床面積要件の緩和等を行う。

控除率：0.7%

			2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	
借入限度額・控除期間	長期優良住宅・低炭素住宅	新築	4,500万円 (5,000万円) × 13年					
		既存	3,500万円 (4,500万円) × 13年					
	ZEH水準省エネ住宅	新築	3,500万円 (4,500万円) × 13年					
		既存	3,500万円 (4,500万円) × 13年					
	省エネ基準適合住宅	新築	2,000万円 (3,000万円) × 13年	- (支援対象外) 〔ただし、2027年末までに建築確認を受けたもの等は2,000万円×10年〕				
		既存	2,000万円 (3,000万円) × 13年					
	その他住宅	新築	- (支援対象外)					
		既存	2,000万円 × 10年					
	所得要件			2,000万円				
	床面積要件			40㎡以上 (ただし、所得1,000万円超の者及び子育て世帯等への上乗せ措置利用者は50㎡以上)				
立地要件			(令和10年以降入居分) 土砂災害等の災害レッドゾーン※の新築住宅は適用対象外 (建替え・既存住宅・リフォームは適用対象)					

※ 借入限度額のカッコ内は、子育て世帯等 (= 「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」) に適用される借入限度額
 ※ 買取再販住宅は、新築住宅と同等の支援水準、リフォームの借入限度額・控除期間は、2,000万円、10年
 ※ 災害レッドゾーン：土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域 (都市再生特別措置法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった区域に限る)

➤ 認定住宅等の投資型減税について、適用期限を3年間延長するとともに、災害レッドゾーンの住宅を対象外とする。

みらいエコ住宅2026事業(Me住宅2026)の概要

令和7年度補正予算・令和8年度当初予算案等
2,500億円 ※GX経済移行債を含む。

1 制度の目的

○ 2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する良質なストック形成を図るため、「ZEH水準住宅」や「長期優良住宅」の新築、特に高い省エネ性能等を有する「GX志向型住宅」の新築及び省エネ改修等への支援を実施し、物価高の影響を受けやすい住宅分野の省エネ投資の下支えを行う。

2 補助対象

▶ 補正予算案の閣議決定日(令和7年11月28日)以降に、工事着手したものの(新築の場合は基礎工事に着手、リフォームの場合はリフォーム工事に着手)に限る。

住宅※1,2の新築(注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅)

対象世帯	対象住宅	補助額 ()は1~4地域
すべての世帯	GX志向型住宅※3	110万円/戸 (125万円/戸)
子育て世帯 または 若者夫婦世帯	長期優良住宅※3,4	75万円/戸 (80万円/戸)
	古家の除却を行う場合※5	95万円/戸 (100万円/戸)
	ZEH水準住宅※3,4	35万円/戸 (40万円/戸)
	古家の除却を行う場合※5	55万円/戸 (60万円/戸)

各対象住宅の要件		GX志向型住宅※6	長期優良住宅・ZEH水準住宅
断熱性能		等級6以上	等級5以上
一次エネルギー消費量の削減率	再エネを除く	35%以上(一次エネ等級8)	20%以上(一次エネ等級6以上)
	再エネを含む	原則100%以上※7	
高度エネルギーマネジメント		HEMS※8の設置等	

※1: 対象となる住戸の床面積は50㎡以上240㎡以下とする。

※2: 以下の住宅は、原則対象外とする。

- 「土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり防止区域」に立地する住宅
- 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1,000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
- 「市街化調整区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。)」に立地する住宅
- 「市街化調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。)」かつ「災害危険区域」に立地する住宅

※3: 「GX志向型住宅」は環境省において実施、「長期優良住宅」及び「ZEH水準住宅」は国土交通省において実施。

※4: 賃貸住宅の場合、子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合することが必要。

※5: 住宅の新築にあわせ、建替前に居住していた住宅など建築主(その親族を含む)が所有する住宅を除却する場合。

※6: 建築事業者がGXの促進に対する協力について表明等(温室効果ガスの排出削減のための取組の実施、省エネ性能を満たす住宅の供給割合の増加など)することとする。

※7: 戸建住宅、共同住宅の別に応じて、基準値はそれぞれ下表のとおりとする。

【戸建住宅(立地)】

右記以外の地域	寒冷地 又は 低日射地域	都市部狭小地等 又は 多雪地域
100%以上	75%以上	要件なし

【共同住宅(階数)】

1~3	4・5	6以上
75%以上	50%以上	要件なし

※8: 他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要。(接続の是非は居住者の判断)

既存住宅※9のリフォーム※10

対象住宅※11	改修工事	補助上限額※12
平成4年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限: 100万円/戸
	平成11年基準相当に達する改修	上限: 50万円/戸
平成11年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限: 80万円/戸
	平成11年基準相当に達する改修	上限: 40万円/戸

補助対象工事

必須工事	開口部、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修、エコ住宅設備の設置の組合せ※13
付帯工事※14	子育て対応改修、バリアフリー改修等

※9: 賃貸住宅や、買取再販事業者が扱う住宅も対象に含まれる。

※10: 「先進的窓リノベ事業」、「給湯省エネ事業」及び「賃貸給湯省エネ事業」(これらを総称して「連携事業」という。)との**ワンストップ対応**の実施を予定している。

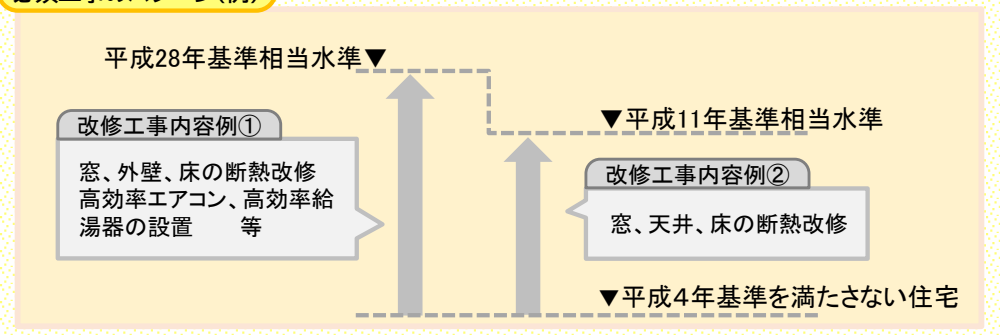
※11: 「平成4年基準を満たさないもの」とは平成3年以前に建築された住宅など、「平成11年基準を満たさないもの」とは平成10年以前に建築された住宅などが該当する。

※12: 補助額はリフォーム工事の内容に応じて定める額を合算した額。

※13: 「『リフォーム前の省エネ性能』と『リフォーム後の省エネ性能』に応じた改修部位や設備の組合せ」をあらかじめ指定・公表する。

※14: 補助対象となるのは必須工事を行う場合に限る。なお、連携事業は必須工事とみなす。

必須工事のパターン(例)



住宅省エネキャンペーンにおける3省連携(新築・リフォーム)

令和7年度補正予算・令和8年度当初予算案等	
・先進的窓リノベ2026事業(環境省)	1,125億円
・給湯省エネ2026事業(経済産業省)	570億円
・賃貸集合給湯省エネ2026事業(経済産業省)	35億円
・みらいエコ住宅2026事業(国土交通省・環境省)	2,500億円

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する措置や高効率給湯器の導入など、新築住宅の省エネ化や、既存住宅の省エネリフォームへの支援を強化することが必要。

国土交通省、経済産業省及び環境省は、3省の連携により、「省エネ住宅の新築を支援する補助制度」、「既存住宅の省エネリフォームを支援する補助制度」のそれぞれについて、各事業を組み合わせることで併用を可能とする。

対象

みらいエコ住宅2026事業

対象世帯	対象住宅	補助額 ()は1~4地域
すべての世帯	GX志向型住宅	110万円/戸 (125万円/戸)
子育て世帯等※	長期優良住宅	最大95万円/戸 (100万円/戸)
	ZEH水準住宅	最大55万円/戸 (60万円/戸)

※「18歳未満の子を有する世帯(子育て世帯)」又は「夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(若者夫婦世帯)」

蓄電池を設置する場合の補助事業	補助概要	補助率
DR※1に対応したリソース導入 拡大支援事業(仮)※2	DRに活用可能な家庭用等 蓄電システムの導入を支援	3/10

+

※1ディマンド・リスポンスの略称。電力需要を制御することで、電力需給バランスを調整する仕組み。
※2別途申請の必要有。蓄電システムに係る契約または受発注及び支払いは交付決定前の着手不可。

+

既存住宅の省エネリフォームにおける3省連携

○以下の各事業を組み合わせる場合には、ワンストップの一括申請を可能とする。

工事内容		補助対象	補助額	
①省エネ改修	1) 高断熱窓の設置	先進的窓リノベ2026事業	高性能の断熱窓 最大100万円/戸	
	2) 給湯器	高効率給湯器の設置	給湯省エネ2026事業	高効率給湯器 最大17万円/台
		既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替	賃貸集合給湯省エネ2026事業	エコジョーズ/エコフィール 最大10万円/台
3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事	既存住宅の省エネ改修	最大100万円/戸		
②その他のリフォーム工事※		みらいエコ住宅2026事業	住宅の子育て対応改修など	

※ 省エネ改修とあわせて行うリフォーム工事に限る。

I. 令和8年度住宅局関係予算の基本方針

重点施策のポイント

1. 住まい・くらしの**安全**確保、**良好**な市街地環境の整備

(災害対策の強化／災害へのレジリエンスの向上／被災地における恒久的な住まいの確保)

2. **既存ストック**の有効活用と**流通市場**の形成

(既存住宅流通市場の活性化／空き家対策の強化)

3. 誰もが**安心**して暮らせる**多様な住まい**の確保

(こども・子育て対策／住まいのセーフティネット／バリアフリー)

4. 住宅・建築物における**持続可能な社会**の構築

(省エネ性能向上・LCCO₂の削減／木材利用の促進／住宅・建築物分野のDX推進／住宅・建築分野の国際展開)

予算総括表

(単位:億円)

事項	予算額		
	R8	R7	前年比
公共事業	1,644	1,643	1.00
行政経費	76	81	0.95
合計	1,721	1,724	1.00

注. 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念や大規模災害リスク等を踏まえ、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループが災害発生時に備えて実施するモデル的取組に対して支援を行う。

現状・課題

- 今後30年以内に南海トラフ地震や首都直下地震の発生が高確率で想定される中、災害発生時の被災者の住まいの確保において中心的な役割を果たす中小工務店等の持続可能性の確保が不可欠
- また、地域に根づいた中小工務店等における担い手不足が懸念されるなど、今後、地域における安定的な住宅供給・維持管理が困難となる可能性



令和6年能登半島地震で整備された木造応急仮設住宅

事業イメージ

以下の取組により、地方公共団体との災害協定等の内容充実化及び防災性向上マニュアルの整備を通じた木造応急仮設住宅等の早期の供給促進を図る。

大規模災害発生時における地域の担い手の確保及び木造応急仮設住宅等の早期供給等の初動対応の迅速化に資する
先導性の高い取組への支援

【広域モデル策定型】

木造応急仮設住宅等の設計図作成、整備体制構築等の事前検討、
発災時対応に必要な建築技能習得のための研修や訓練等のモデル的取組



被災住宅の応急修理の
訓練のイメージ



木造応急仮設住宅の
早期供給に向けた訓練のイメージ



復興住宅モデルプランの
作成のイメージ

試行



フィード
バック



【地域モデル実装型】

木造応急仮設住宅（恒久）や復興住宅等の
モデル的整備



木造応急仮設住宅の
モデル的整備のイメージ



復興住宅の
モデル的整備のイメージ

補助率等

【広域モデル策定型】
【地域モデル実装型】

取組主体：地域グループ
整備主体：地域協議会※2

補助率：定額
補助率：1 / 2

補助限度額：1,000万円 / 地域グループ

※1 事業主体として、地方公共団体との災害協定等の締結、若手入職・定着に係る取組の実施及び住宅生産事業者等の連携体制の構築を要件とする。
※2 地方公共団体及び原則として複数の地域グループで構成されるものとする。

将来像

- 官民の連携体制構築により、住まいの確保に係る防災性向上等に取り組む地域の担い手の確保を促進
- 防災性向上に資するモデル的取組の全国展開等により、大規模災害発生時における初動対応を迅速化

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助率・補助限度額

【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内

(ただし算出が困難な場合は建設工事費の7%以内)

【補助限度額】合計2億円

※先導的なプロジェクトの場合は、建設工事費及び上限を引上げ

● 補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
- ④ ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑤ 木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑥ 伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされること
- ⑦ 大規模建築物(2,000㎡以上)の新築の場合、LCCO₂評価を実施すること(評価結果は国に報告) 等

※ 下線部は見直し事項

※ 先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

【補助対象イメージ】



地上9階建て混構造事務所

【出典】熊谷組HP

建築物ライフサイクルカーボン評価（LCCO₂評価）の実施によるLCCO₂削減の推進（GX）と建築業界全体の生産性向上の推進（DX）を図るため、建築物のLCCO₂評価の実施と建築BIMの普及拡大を一体的・総合的に支援する。

● 補助要件

<BIM活用型>

- 次の要件に該当する建築物であること
 - ▶耐火/準耐火建築物等
 - ▶省エネ基準適合
- 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあつては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

<LCCO₂評価実施型>

- LCCO₂評価算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）
 - 国土交通省等による調査に協力すること
- ※ BIMモデルを作成した上でLCCO₂評価を行う場合は、BIM活用型、LCCO₂評価実施型のいずれの要件も満たすこと

● 補助額等

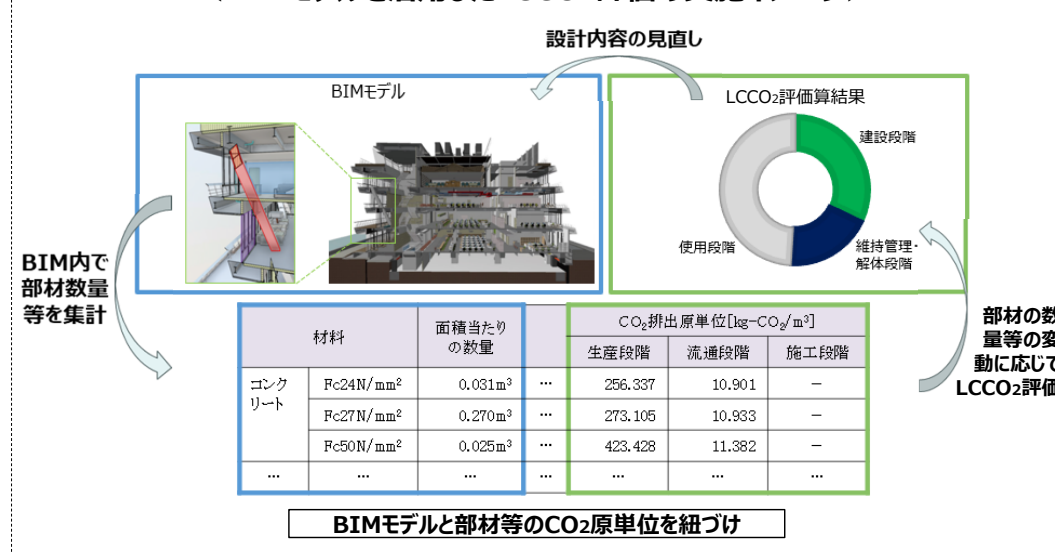
<BIM活用型>

- 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

<LCCO₂評価実施型>

- LCCO₂評価の実施に要する費用について、上限額以内で定額補助
 - BIMモデルを作成せずにLCCO₂評価を行った場合：650万円/件
 - BIMモデルを作成した上でLCCO₂評価を行う場合：500万円/件
- ※ LCCO₂評価に必要なCO₂原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算

<BIMモデルを活用したLCCO₂評価の実施イメージ>



サーキュラーエコノミーの実現に資する既存住宅の活用の拡大を図るため、省エネ改修に加え、長寿命化や、子育て、防犯など地域の課題解決に向けた改修など、既存住宅の改修に対する支援を強化する。

※赤枠太囲い部分は拡充内容

住宅

省エネ型

■ 対象事業

省エネ診断の費用、設計費用及び改修費用

- ※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。
- ※ 「改修費用」には、「ZEH水準」に適合させる改修と併せて実施する「構造補強工事」の費用を含む。
- ※ 「省エネ基準」又は「ZEH水準」に適合させる改修と併せて実施する「特定課題対応リフォーム」の費用を含む。
- ※ 改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)。
- ※ 省エネ基準適合義務の施行後に新築された住宅又はその部分は、ZEHレベルへの改修のみ対象。

■ 交付額

補助対象	補助割合
省エネ診断	(民間) 国と地方で2/3、民間1/3 (地方) 国1/2、地方1/2
設計・改修	省エネ基準 300,000円/戸 【定額(交付対象費用の4割を限度)】
	ZEH水準 700,000円/戸 【定額(交付対象費用の8割を限度)】

- ※ 省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を行う場合に重点的に支援
- ※ 耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施
- ※ 国・地方で1/2ずつの負担

性能向上型

■ 対象事業

以下の①、②及び③を満たすリフォーム工事に係る設計費用及び改修費用

- ① インспекションの実施、かつ、維持保全計画・履歴の作成
- ② 工事後における、劣化対策、省エネルギー性及び耐震性の確保
- ③ ②等の性能向上、三世帯同居対応、子育て世帯対応、防災性・レジリエンス性能の向上にあたる改修のいずれかへの該当

- ※ インспекション、リフォーム履歴情報の作成、維持保全計画の作成、リフォーム瑕疵保険の保険料を含む。
- ※ 上記①・②・③を満たす改修と併せて実施する「特定課題対応リフォーム」の費用を含む。

■ 交付額

補助対象	補助割合
設計・改修	評価基準 800,000円/戸 【定額】
	認定基準 1600,000円/戸 【定額】

- ※ 三世帯同居、子育て世帯等、既存住宅購入の場合は500,000円/戸加算
- ※ 国・地方で1/2ずつの負担

建築物

省エネ型

■ 対象事業

省エネ診断の費用、設計費用及び改修費用

- ※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工事と併せて実施するものに限る。
- ※ 「省エネ基準」又は「ZEB水準」に適合させる改修と併せて実施する「特定課題対応リフォーム」の費用を含む。
- ※ 改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)
- ※ 省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分は、ZEBレベルへの改修のみ対象。

■ 交付率

補助対象	補助割合			
省エネ診断・設計	(民間) 国と地方で2/3、民間1/3 (地方) 国1/2、地方1/2			
改修	(民間) 国と地方で23%、民間77% (地方) 国11.5%、地方88.5%			
	【補助限度額】			
	<table border="1"> <tr> <td>省エネ基準</td> <td>5,600円/㎡</td> </tr> <tr> <td>ZEB水準</td> <td>9,600円/㎡</td> </tr> </table>	省エネ基準	5,600円/㎡	ZEB水準
省エネ基準	5,600円/㎡			
ZEB水準	9,600円/㎡			

- ※ 耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施

特定課題対応リフォーム

○レジリエンス性能の確保、雪害対策、防犯対策、気候風土適応に係る措置等の「地域の住宅・建築物に係る課題の解決につながる要素」を含む改修工事(地方公共団体の策定する「住生活基本計画」に位置付けられた課題に対する改修工事に限る。)

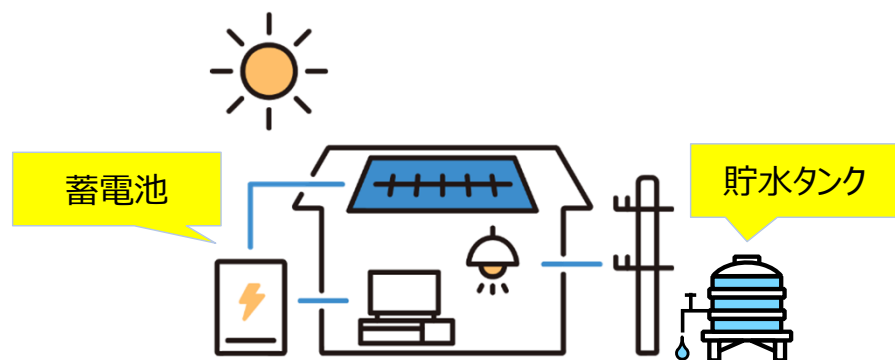
特定課題対応リフォームの概要とイメージ(1/2)

「市町村住生活基本計画（任意）」を策定し、かつ、当該計画において下記に示すような**地域課題の解決につながるリフォームに取り組む項目を位置づけている市町村**を対象に、省エネ改修に加えて行う「特定課題対応リフォーム」を、交付金の支援対象とする。

<地域課題の解決につながるリフォームのイメージ>

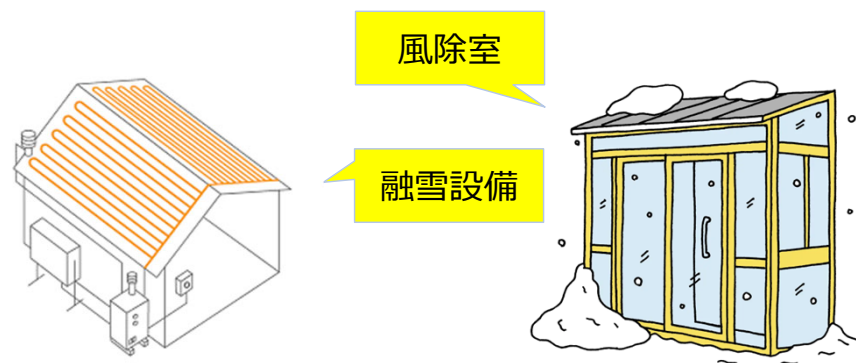
レジリエンス性能の確保

※被災後の自宅避難を可能とする設備など



雪害対策

※雪下ろしの負担軽減、落雪防止、開口部の断熱性向上など



防犯対策

※侵入防止の対策がとられたドア、窓、錠など



気候風土適応

※地域の状況に応じた伝統的・特徴的な工法や様式など

深い庇
(せがい造り)



日射遮蔽
(花ブロック)



特定課題対応リフォームの概要とイメージ(2/2)

住宅産業における地産地消の推進

● 地域産材を活用したリフォーム



地域材の活用



地域の自然素材を活用した建材（畳・瓦など）の活用

伝統的な構法の住宅や古民家等の活用

● 伝統的な街並みや住まいに配慮したリフォーム



漆喰壁



深い庇（せがい造り）



縁側



襖・続き間

● 古民家の活用（住宅以外への用途変更に伴うリフォームも含む）

【出典】地域材の活用(左)：林野庁HP (<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tenryu/koubai/koukoku1/R6-4th-03.html>)

深い庇(せがい造り)：「気候風土適応住宅」の解説2024年度版(一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター)

その他：和の住まいのすすめ(和のすまい推進関係省庁連絡会議)より